

貨物概要

プラスチック製防水パネルでできた床、壁、天井に、プラスチック製浴槽、陶器製洗面台、陶器製便器、シャワー、照明設備、給排水設備等からなるユニットバス。

分類

関税率表第 3922.10 号（統計番号 3922.10-000）のプラスチック製のシャワーバス

分類理由

個々の設備（浴槽、洗面台、便器等）を分離することができないユニットバスは、一つの物品として、関税率表の解釈に関する通則 3 が適用されます。

ユニットバスの中では、入浴の設備が重要な特性を有していると認められることから、プラスチック製のシャワーバスとして上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）